

第一種特例相続認定申請書（様式8の3）の記載例

中小企業者が相続税納税猶予制度のための知事認定(法第12条第1項の認定：施行規則第6条第1項第12号の事由に係るもの)を受けようとする場合には、当該認定に係る相続開始の日の翌日から5か月を経過する日から8か月を経過する日までの間に、所定の申請書及び添付書類を都道府県知事に提出し、認定申請をする必要があります。様式は第8の3を使用し、下記の記載例を参考に申請書を作成してください。

【申請書記載例】

これはあくまで1つの例示ですので、併せて経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等も確認してください。なお、認定申請基準年度に該当する事業年度が2期以上ある場合は、別紙1を事業年度ごとに複数作成してください。

様式第8の3

第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書

都道府県知事名 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 会社所在地 〇〇県〇〇市××〇-〇
 会社名 株式会社承継商事
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 代表者の氏名 承継 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1項第12号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 特例承継計画の確認について

施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項	確認の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（本申請と併せて提出）	
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 (××××号)
		特例代表者の氏名	承継 一郎
		特例後継者の氏名	承継 太郎

認定申請書を提出する日。ただし、相続税申告前に相続人の相続が開始した場合はこれとは異なります。申請の期限日が土日祝日である場合には、次の平日が期限となります。（当日消印有効）

〇年〇月〇日

本店を所轄する都道府県知事宛てにご提出ください。

認定を受けようとする会社の情報を記載します。なお、代表者の氏名は記名でも差し支えありません。

知事による特例承継計画（様式21）の確認の有無。特例承継計画を提出したがまだ確認を受けていない、又は未提出の場合には「無」にチェックしてください。

特例承継計画を未提出の場合は、遅くとも本申請と併せて提出することが必要です。

特例承継計画の確認を受けている場合は、当該確認書に記載されている事項を記載。なお、複数の後継者が認定を受ける場合は、一人ずつ本申請書の作成が必要です（特例後継者の氏名には必ず一名のみ記載）。

2 被相続人及び第一種特例経営承継相続人について

相続の開始の日	平成30年1月1日
第一種特例相続認定申請基準日	平成30年6月1日
相続税申告期限	平成30年11月1日
第一種特例相続認定申請基準事業年度	平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

相続認定申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5カ月を経過する日(応当日)です。

申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

第一種特例相続認定申請基準事業年度

①～③の事業年度を合わせた期間をいいます。

①	相続開始の日からみて直前の事業年度
②	相続認定申請基準日の翌日からみて直前の事業年度
③	(1)と(2)の間の各事業年度

総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a)	1,000 個	
	相続の開始の時	(b)	1,000 個	
被相続人	氏名	承継 一郎		
	最後の住所	〇〇県××市〇〇×-×		
	相続の開始の日の年齢	78 歳		
	相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の有無	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	代表者であった時期	平成元年4月1日から平成25年3月31日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者(第一種特例経営承継相続人となる者を除く。)が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	平成元年4月1日から平成25年3月31日		
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	1,000 個	
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数	(d) + (e)	875 個	
		((d) + (e)) / (c)	87.5%	
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d)	800 個	
		(d) / (c)	80.0%	
	(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		承継 花子	〇〇県××市 〇〇×-×	(e) (e) / (c) 75 個 7.5%
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(f) + (g)	875 個
			((f) + (g)) / (a)	87.5 %
相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(f)	700 個	
		(f) / (a)	70 %	
相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
	承継 花子	〇〇県××市 〇〇×-×	(g) (g) / (a) 75 個 7.5%	
	承継 太郎	〇〇県××市 〇〇×-×	(g) (g) / (a) 100 個 10 %	

申請会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載。自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

相続税の申告書に記載する被相続人の住所を記載。

過去、被相続人が当該会社の株式を贈与し、事業承継税制の特例の適用を受けているかについて、有無を記載。

代表者が
①代表者であった
②同族関係者と合わせると総議決権の過半数を占めていた
③同族関係者(特例経営承継相続人となる者を除く。)の中で最も多く議決権を有していた
①～③の全ての条件を満たしていた時期を記載。

(*)の時期のうち、任意の日の状態で、被相続人(先代経営者)及びその同族関係者が保有していた議決権数の合計及びその割合を記載し、この日における株主名簿の写しを添付。

(*)の時期のうち、任意の日の状態で、被相続人(先代経営者)が保有していた議決権数及びその割合を記載して下さい。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

第一種特例 経営承継相 続人	氏名	承継 太郎				
	住所	〇〇県〇〇市××〇-〇				
	相続の開始の直前における被相続人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外				
	相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	相続の開始の直前における役員への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(h) + (i) + (j)		875 個		
		((h) + (i) + (j)) / (b)		87.5%		
	保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(h)	100 個	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)	(i) 700 個
			(h) / (a)	10%		
相続の開始の時		(h) + (i)	800 個			
		((h) + (i)) / (b)	80%			
	(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)		700 個			
	(*2)のうち第一種特例相続認定申請基準日までに譲渡した数		0 個			
相続の開始の時における同族関係者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合			
	承継 花子	〇〇県〇〇市××〇-〇	(j)	75 個		
			(j) / (b)	7.5%		

過去、相続人が会社の株式について贈与又は相続を受け、事業承継税制（一般）の認定をうけているかについて、有無を記載。「有」の場合は、一般の認定と特例の認定を合わせて受けることはできません。

事業承継税制の適用を受けようとする議決権の数を記載。

事業承継税制の適用を受けようとする株式を、第一種特例経営承継相続人が既に手放した場合に記載してください。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

3 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)
	—	—

別紙 1 の記載例

- 明細を申請書に書ききれない場合等には、別紙（形式自由、A4）を用いても差し支えありません。
- 認定申請事業年度が 2 期分になる場合には、事業年度ごとに別紙 1 を複数作成してください。
- **事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。事業実態があることを証明する書類等を添付してください。**

(別紙 1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		〇〇の卸売、××の総合販売		
資本金の額又は出資の総額		10,000,000 円		
認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 （(*4)を除く。）	/	(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*4)		(2) — 円	(13) — 円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		(3)	(14)
	A 社の株式 20,000 株		2,000,000 円	80,000 円
	B 投資信託		1,000,000 円	10,000 円

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を 1 つ記載してください。
特に、中小企業者の定義において、製造業その他／卸売業／小売業／サービス業などが判別できるように記載してください。

相続認定申請基準日における資本金の額又は出資の総額を記載してください。

(1)～(3)及び(12)～(14)
有価証券とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項の有価証券及び同条第 2 項のみなし有価証券が該当します。

内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごと分けて数量等を記載。

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載。

運用収入欄には、期中に受け取った配当金や分配金などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

不動産	現に自ら使用しているもの	〇〇県〇〇市〇〇× -× 同上所在の建物 上記に係る建物付属設備(電気工事一式)	本社	(4) 100,000,000円 50,000,000円 500,000円	(15) 0円
		〇〇県△△市〇〇× -×所在の土地 600㎡のうち3分の2部分 同上所在の建物のうち3F~6F部分 上記に係る建物付属設備(電気工事)	営業所及び従業員宿舎	120,000,000円 30,000,000円 1,000,000円	0円
	現に自ら使用していないもの	〇〇県△△市〇〇× -×所在の土地 600㎡のうち3分の2部分 同上所在の建物のうち1F、2F部分 上記に係る建物付属設備(電気工事)	子会社(承継運送株式会社)へ賃貸	(5) 60,000,000円 15,000,000円 250,000円	(16) 6,000,000円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的とするもの	—	—	(6) —円	(17) —円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	C ゴルフクラブ会員権 D リゾート会員権		(7) 3,000,000円 1,000,000円	(18) 0円 0円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的とするもの	—	—	(8) —円	(19) —円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画 E	社長室展示用	(9) 0円	(20) 2,000,000円

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載。

利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載。
(自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舎
自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地)

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載。

(6)(7)(17)(18)ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利

(8)(9)(19)(20)絵画、彫刻、工芸品その他の有形文化的所産である動産、貴金属及び宝石

において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫、古物商や貴金属販売店が保有する在庫(棚卸資産)などが該当します。他方、接待用で所有しているものは、事業用以外のものに該当します。

現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金	(10)	100,000,000 円	(21)	0 円
		当座預金		200,000,000 円		0 円
		定期預金		30,000,000 円		10,000 円
		保険積立金		20,000,000 円		0 円
経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	承継 一郎 に対する貸付金	(11)	5,000,000 円	(22)	0 円
	預け金	承継運送株式会社への預け金		40,000,000 円		0 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)	477,250,000 円		8,100,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24)	総収入金額	(26)	1,000,000,000 円		500,000,000 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27)			— 円
		損金不算入となる給与	(28)			— 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=[(23)+(27)+(28)]/[(24)+(27)+(28)]	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26)			47.7%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）						450,000,000 円

(10)(21)現預金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産のうち現金や各種預貯金以外にも、これらと同視しうる積立金なども該当します。

(11)(22)貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産（債権）のうち、相続人及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金等も該当します。利用状況欄には、貸付金・未収金の債務者氏名又は会社名を記載して下さい。

総収入金額には損益計算書の（売上高）+（営業外収益）+（特別利益）の合計額を記載してください。ただし、期中に固定資産や有価証券などの売却がある場合は、損益に関わらず売却対価に直してから金額を加算し、当該年度の総収入金額を算出してください。

剰余金の配当欄には、該当期間中に相続人及びその同族関係者に対して支払った剰余金や利益の配当金額の、該当期間における合計金額を記載してください。

損金不算入給与欄には、当該期間中に相続人及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載。損金不算入となった金額が、いつの支払い日の給与から算出するか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数按分で算出してください。

やむを得ない事由が発生した場合の特例があります。要件等の詳細は、申請マニュアル第7章10を必ずご参照ください。

(24)資産の帳簿価格の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額（以下の留意点に気をつけてください。）を記載して下さい。

※資産の帳簿価額の総額欄の留意点

1. 貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
2. 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除する前（引当前）の金額を記載してください。

※やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	×1年 6月 10日
その事由	大型の設備投資のために、多額の借入れを行ったため。
解消見込時期	×1年 9月頃

別紙2の記載例

(別紙2)

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 相続認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d)	
		100人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	95人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	7人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	1人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	3人

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。

(b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。（例：70歳以上の従業員または役員）

(c)欄には、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載して下さい。（例：75歳以上の従業員）ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。

(d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち役員の数に記載してください（申請会社にいる全役員の数ではありません）。なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

2 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	承継運送株式会社		
会社所在地	〇〇県△△市〇〇×-×		
主たる事業内容	運輸業		
資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円		
常時使用する従業員の数	20 人		
総株主等議決権数	(a) 100 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	株式会社 承継商事	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	(b) 100 個 (b)/(a) 100%

相続開始の時以後に特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載してください。なお、特別子会社が特定特別子会社に該当するかどうか記載してください。

それぞれの定義は下記のとおりです。会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

議決権を有する株主(持分会社の場合は社員)を、欄を追加するなどして全て記載して下さい。

相続の開始の時以後で、従業員数が一番多かった時点の従業員数を記載して下さい。

特別子会社

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社（一般的に下記（5）③の子会社も該当）

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) 代表者の親族（配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社
 - ① (2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ② (2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
(5)②には、一般的に中小企業者の子会社も該当します。
 - ③ (2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
(5)③には、一般的に中小企業者の孫会社も該当します。

特定特別子会社

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社（下記（5）③に該当する会社の子会社も該当）

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) **代表者と生計を一にする親族**
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社
 - ① (2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ② (2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
(5)②には、一般的に中小企業者の子会社も該当します。
 - ③ (2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
(5)③には、一般的に中小企業者の孫会社も該当します。